

第1編 環境影響評価

第1章 事業計画の概要

第1節 事業の名称

新クリーンセンター建設事業

第2節 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

2-1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

佐久市・北佐久郡環境施設組合 組合長 柳田 清二
長野県佐久市中込3056番地 佐久市役所内

2-2 環境影響評価実施主体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

佐久市・北佐久郡環境施設組合 組合長 柳田 清二
長野県佐久市中込3056番地 佐久市役所内

2-3 現況調査等業務受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

八千代エンジニアリング株式会社 長野事務所 所長 寺神戸 憲
長野県長野市岡田町215-1 日本生命長野ビル4階

第3節 事業の種類

廃棄物処理施設の建設 ごみ焼却施設（処理能力110t/日）

※ 対象事業の要件：ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設 処理能力 4t/時以上

第4節 事業の目的及び必要性

現在、佐久市から排出される可燃ごみは、佐久市・軽井沢町清掃施設組合（佐久市・軽井沢町）が運営する佐久クリーンセンター（60t/日×2炉 流動床式）、川西保健衛生施設組合（佐久市・立科町・東御市）が運営する川西清掃センター（10 t /10時×2炉 機械化バッチ式）で焼却処理されている。

佐久クリーンセンターは、昭和59年4月供用開始から31年経過、川西清掃センターは昭和56年12月供用開始から33年経過し、いずれの施設も経年的老朽化が進行するとともに、ごみの高カロリー化が進む中において既存施設では対応していくことが困難なため、新たな設計基準による施設整備が求められている。

こうしたことから、平成22年10月、既存2施設で共同処理をしている佐久市、軽井沢町、立科町において、新たな一部事務組合を設立し、佐久クリーンセンター、川西清掃センターの後継施設として両施設を統合した新クリーンセンターを共同で整備・運営するとともに、既存2施設を解体撤去したうえで廃止する旨、基本合意がなされた。

平成23年7月、1市2町において、ごみ処理対象区域に御代田町及び南佐久郡全町村を加えるとともに、ごみ焼却処理方式をストーカ式焼却炉とすることが決定された。

平成23年8月、ごみ処理対象区域の構成自治体において、佐久地域循環型社会形成推進地域計画を策定し、同年12月、環境省の承認を受け、平成25年9月、変更計画を提出し、平成26年3月、同省の承認を受けた。

平成25年6月、新たな一部事務組合の構成団体を佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町の1市3町とすることとし、組合名称は「佐久市・北佐久郡環境施設組合」とした。平成26年8月、長野県知事の許可を受け、同年10月、一部事務組合を設立した。

このように、1市3町及び一部事務組合が中心となり、将来に向けた安全、安定、かつ安心なごみ処理体制を維持していくため、周辺環境との調和に十分配慮した新クリーンセンターの施設整備計画を進めている。

第5節 建設地決定の経過

平成22年12月、公募（平成22年2月1日～同年5月31日）により、応募申請をいただいた3地区（平根地区、内山地区、猿久保地区）の中から佐久市新ごみ焼却施設建設候補地選定委員会における調査検討の結果、総合的な適性評価で第1順位となった「平根地区（上舟ヶ沢及び棚畑地籍内）」を建設候補地に決定し、平成26年5月、建設地として同地区と基本合意がなされた。